

平成 28 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 28 年 7 月 26 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

4 番	中 村 三 千 人 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
-----	-------------	------	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山 本 幸 伸	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	田 中 剛 史	主 査	大 林 喜 光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 41 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 5	議第 42 号 非農地通知書交付申請について
日程第 6	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 8 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。梅雨明け十日と申しますが、大変暑い日が続いておりますので、熱中症にならないように皆さんも気を付けていただきたいと思います。また、新任の委員さんは、8 月 2 日に最適化推進委員さんと合同で研修会があります。大変とは思いますが、どうか、良い研修会を行っていただきますようお願いいたします。それでは、本日もよろしくお願ひします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、4 番中村委員、10 番小堀田委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、8 番、井島委員、12 番、富崎委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。河浦町の譲受人は熊本市の譲渡人外 1 名より、亀場町の田 336 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から南へ 600m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当してありません。申請地には果樹や栗を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、本渡町と佐伊津町の田 637 m²、畑 3,627 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校付近 1km、青色で着色した国道 324 号線周囲にある農地です。次からが現地の航空写真になります。次からが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜やオリーブを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○2 番（稲田秀敏君） 先ほどの写真で、畑の中にユンボのようなものがあつたが。

○事務局（寺澤大介君） 機械がある農地についてですが、ここは、耕作放棄が進んでおり、木などが生えている状態でした。取得するにあたって、耕作ができる状態でないとは客観的に、耕作に供される農地、と判断できないため、耕作ができる状態にしてから申請をするよう説明しました。それで、今回現地確認を行ったところ、木は抜根してあり、耕起もされている状態でした。機械はまだ置いてありましたが、耕作できる状態と判断しました。

○2 番（稲田秀敏君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。苓北町の譲受人は志柿町の譲渡人より、佐伊津町の畑 9,400 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から西へ 300m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりま

せん。申請地には柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑3,099㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立大楠小学校から南へ約700m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。御所浦町の譲受人は御所浦町の譲渡人より、御所浦町の畑280㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所御所浦支所から南東へ約2.5km、青色で着色した県道龍ヶ岳御所浦線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 6番について説明します。新和町の譲受人は、瀬戸町の譲渡人より、新和町の田1,307㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から東へ約800m、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 7番について説明します。新和町の譲受人は、横浜市青葉区の譲渡人より、新和町の田4,983㎡と畑2,684㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から南へ約5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及びみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 8番について説明します。志柿町の譲受人は熊本市の譲渡人より、志柿町の畑 340 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立瀬戸小学校から南東へ約 100m、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 4 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は小松原町の法人で、今釜町の畑 750 m²を取得して、アパートへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草警察署から北へ約 200m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、住居地域として需要がとても高いため、アパート 2 棟を建築し、残地を 12 台分の駐車場として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は御所浦町の個人で、八幡町の畑 802 m²を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南東へ約 300m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、生活および仕事の拠点を移す必要が出てきたため、1 棟の個人住宅を建築し、残地は駐車場、物置とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑 149 m²を取得して、貸通路及び貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡中学校から北へ 600m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、近くの倉庫への通路及び駐車場として貸し付けるため、貸通路及び貸駐車場とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田738㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北東へ700m、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいでは狭く不便なため個人住宅を建築する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑259㎡を取得して、貸通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ700m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、貸通路として需要が見込めるため、貸通路とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に通路として利用してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑57㎡を取得して、作業場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ800m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、作業場として利用するため、現在ある倉庫の宅地拡張をする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に作業場の一部として利用してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑164.7㎡を取得して、貸通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ700m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、貸通路として需要が見込めるため、貸通路とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に通路として利用してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

○2番（稲田秀敏君） 3条にもこの申請人が挙がっていますが、3条では、経営規模の拡大となっています。5条では、作業場や貸通路となっています。この方は、何をされているんですか。農業で経営規模を拡大されるんですね。

○事務局（寺澤大介君） 兼業農家です。自営の方なので、農業もされますし、自営で倉庫や作業場を使って、農業ではない工業系の事業をされていると聞いております。

○2 番（稲田秀敏君） それで経営規模の拡大ですか。

○事務局（寺澤大介君） 3 条はですね、農地を持って農業を経営されているので、3 条の農地として取得されるのは農業経営の規模拡大となります。今回、宅地拡張として申請されている案件は、自営業としての倉庫、作業場という形で使われます。

○2 番（稲田秀敏君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 8 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 310.88 m²を取得して、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所内野出張所から南へ約 1.2km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が周辺の動画になります。次が配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、自宅駐車場が狭いため、申請地に 3 台分の駐車場及び庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 9 番について説明します。転用者は東京都港区の法人で、河浦町の田 8,061 m²を賃借権の設定により、太陽光発電所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市崎津集落ガイダンスセンターから西へ約 1.2km、青色で着色した国道 389 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真

になります。次が周辺の動画になります。次が配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、太陽電池パネル 2,132 枚を設置し太陽光発電所を建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○議長（鶴田雄士君） これは、賃借権となっておりますが、期間が終了し、会社が撤退するとなった場合は、どちらが撤去するか契約書に記載されていますか。この前、農振除外の説明の中で、太陽光発電施設については、年数が経ち、使用ができなくなり撤去する際の条件を付けるようにしてはどうかという意見がありました。

○事務局（小松通利君） 今回の申請では、21 年の賃借権の設定としか記載されていません。

○2 番（稲田秀敏君） 地上権の設定もありますか。

○事務局（小松通利君） 地上権の設定もされる予定です。

○議長（鶴田雄士君） 今後は、そういう条件等も尋ねてから審査を行うようにしたらどうでしょうか。

○事務局（小松通利君） 分かりました。確認しておきます。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 10 番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の田 483 m²、畑 120 m²を取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立瀬戸小学校から南東へ約 700m、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が現地の動画になります。次は配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し、建て替えを行う必要があるため、個人住宅を 1 棟、残地を駐車場 4 台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第4、議第41号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 議第41号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が18件、再設定の計画が9件、合計で27件、総面積は65,233㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の12ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) それでは、ただいま説明がありました利用権設定27件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第42号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 議第42号について説明します。資料②の13ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町8筆、新和町8筆、五和町1筆、有明町1筆、面積は合計で15,285㎡となっております。現地確認を実施し、15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番案件の申請地周辺の地図です。次からが航空写真です。ここからが現地の写真になります。続きまして2番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして3番案件の申請地周辺の地図です。次からが航空写真です。ここからが現地の写真になります。続きまして4番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして5番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きま

して6番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 農地利用・形状変更届、第4条、5条関係の許可不要転用届、共にありませんでした。平成28年5月25日に行われた農業員会第6回総会の議第28号農地法第5条の6番で審議された案件について、譲受人の住所地番を記入誤りしていたとの顛末書の提出がありました。住民票等で確認をしましたので、後日許可書の差し替え発行を致します。河浦町の田5筆をあっせん申出によりあっせんを行いました。該当者がいなかったため、あっせんを打ち切ります。報告は以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

午後3時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 井島 幸一

署名委員 富崎 ますみ

